

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 支部の設置及び運営に関する規則

規則第5号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）定款第37条第3項の規定に基づき、本会の支部の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(支部活動の趣旨)

第2条 支部は、札幌市の行政区を単位として本会会員の組織化と相互交流・研鑽をすすめることにより、その支部の実情に即した独自の事業を展開し、各区の介護支援サービスの推進と向上に寄与するものとする。

(事業)

第3条 支部における事業は、本会会則第4条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業、支部研修会等を実施する。

2. 前項の支部研修会については、最低でも年間4回は実施するものとする。
3. 支部独自に行う事業の他、本会が主催または委託を受けて実施する研修会等の各区開催にあつては、その運営に協力するものとする。

(支部会員)

第4条 支部は、区内に勤務地を有する本会会員をもって組織する。ただし、届出により住所に所属を変更することができる。

2. 前項によりがたい場合は、会員が所属を希望する区支部長の承認を得て、当該区支部への所属を認めることができる。
3. 支部会員は、本会会員として承認されたときから支部に所属する。

(支部役員)

第5条 支部には次の役員を置く。

- (1) 支部長（区支部選出理事） 1人
- (2) 副支部長 1人以上3人以内
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 幹事 3人以上

2. 支部長（区支部選出理事）、副支部長、事務局長、会計は幹事とし、幹事の定数に含めるものとする。
3. 支部長（区支部選出理事）は、支部会員の中から選出し、選挙管理委員会に名簿を提出し、本会総会に報告する。
4. 幹事は、支部会員の中から選出し、本会理事会に報告するものとする。
5. 副支部長、事務局長、及び会計は、支部長が幹事の中から指名し、本会理事会に報告するものとする。

(職務)

第6条 支部長は支部を代表し、支部の事業・運営を統括する。また、区支部選出理事として、本会の理事の任務に務めるとともに、本会理事会の決定事項等を支部に周知し、かつ支部の要望等を本会理事会に反映するものとする。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代理し、支部長が欠けた

ときは、その職務を行う。

3. 事務局長は、支部の事務を統括する。
4. 幹事は、役員会を構成し、支部の業務を推進する。
5. 会計は、支部会計を適正に執行する。

(任期)

第7条 支部役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(会議)

第8条 支部の会議は次のとおりとする。

- (1) 支部役員会
2. 支部役員会は、支部役員をもって構成し、支部長が必要と認めたときに開催する。

(付議)

第9条 支部役員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 支部の事業計画及び予算
- (2) 支部の事業報告及び決算報告
- (3) 支部役員の選出
- (4) その他支部の重要事項

(会計)

第10条 支部の経費は、本会支部活動費及び参加費、寄付金などによってまかなう。

2. 支部の事業計画及び予算案は、その内容を本会理事に提出し、理事会でその承認を得るものとする。
3. 支部独自に支部会費を徴収することはできない。

(支部活動費)

第11条 支部活動費については、本会の財務状況に基づき予算措置するものとする。

2. 支部活動費の申請にあたっては、年度当初の4月末日までに支部活動費申請書(様式1)を本会宛提出するものとする。
3. 支部活動費の精算報告にあたっては、毎年4月10日までに支部活動費報告書(様式2)を本会宛提出するものとする。
4. 支部活動費の精算により生じた残額については、本会に全額返還するものとする。

(改廃)

第12条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2012年5月18日から施行する。

平成 年 月 日

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会
選挙管理委員会 委員長 様

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会
区支部長 印

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 区支部選出理事報告書

標記の件につきまして、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会支部の設置及び運営に関する規則第5条第3項の規定に基づき、下記のとおりご報告いたします。

区 選 出 理 事 名 簿	ふりがな	
	氏名	
	団体における 役職名	区支部長
	勤務先の住所・ 電話・FAX	〒 ー 札幌市 区 TEL ー FAX ー
	勤務先における 役職名	

(様式1)

平成 年 月 日

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 様

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会

区支部長

印

平成 年度区支部活動費交付申請書

区支部に対する活動費を受けたく、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会支部の設置及び運営に関する規則第11条第2項に基づき、事業計画書及び予算書、役員名簿を添えて申請いたします。

記

1 交付金

円

2 振込先口座

(銀行名)

(支店名) 本店・ 支店

普通・当座 (口座番号)

(口座名義)

3 区支部会計連絡先

(氏名)

(所属)

(電話番号)

(様式2)

平成 年 月 日

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 様

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会

区支部長

印

平成 年度区支部活動費報告書

区支部に対する活動費の精算について、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会支部の設置及び運営に関する規則第11条第3項に基づき、事業報告書及び決算書を添えて報告いたします。